

令和7年3月19日

入札参加者 各位

財務部契約課長  
(担当：工事契約係)

## 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされております（以下、「おそれ情報の通知」という。）（建設業法第20条の2第2項。令和6年12月13日施行）。

つきましては、本市の工事において、おそれ情報の通知を下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 対象工事

全ての建設工事

#### 2 特記仕様書への記載

特記仕様書において、おそれ情報の通知について記載

(特記仕様書記載)

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

#### 3 通知方法

おそれ情報の通知は、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方。以下「落札者等」という。）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに所定の様式による通知書をメール等で提出し、契約担当課がそれを受領することにより行うものとする。

#### 4 適用時期

令和7年4月1日以降に請負契約を締結する工事から適用する。  
ただし、この通知の規定により難しい場合（特記仕様書に記載のない契約締結前の案件）には、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、落札者等から発注者に対してメール等により通知を行うことができる。

## 5 留意事項等

- ・おそれ情報の通知の対象となる事象は、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項において以下のとおり定められています。

- ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延または資機材の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

- ・通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。
- ・通知書内の「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、落札者等の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとしてください。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。)
- ・通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意してください。
- ・通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。